

充電設備設置工事に係る補助金交付上限額(令和3年度)

(単位:円)

工事区分及び補助対象経費となる工事費			急速充電設備 (50Kw以上)		急速充電設備 (50Kw未満)		普通充電設備		※「見積書」や「内訳書」から工事費用を各工事区分又は項目ごとに入力してください。 ※他用途のある部材(充電設備設置以外の工事と兼用している部材)及び工事等は含まないでください。 ※工事施工会社が複数ある場合は、各工事施工会社の「見積書」の金額等の数字を集約して入力してください。 ※各項目ごとに上限額が定められていますので、上限額を超えた金額は入力しないでください。		
			(離島※2 の場合)	(離島※2 の場合)	(離島※2 の場合)	(離島※2 の場合)					
合 計			3,000,000	3,000,000	2,160,000	2,160,000	900,000	900,000			
(1)充電設備設置工事費											
①充電設備設置工事費	ア. 基礎工事費	基数単位	250,000	250,000	250,000	250,000	150,000	150,000	・充電設備本体の基礎工事費用及び本体据付費用等に係る材料費、労務費を合算し入力してください。 ・充電設備等と付帯設備の基礎が一体型の場合は、その基礎に係る費用も合算して入力してください。		
	イ. 本体搬入費		30,000	80,000	30,000	80,000	10,000	40,000	・充電設備等本体の運搬費用を入力してください。		
②電気配線工事費	原則、50mまでとし別途充電設備毎、工事内容毎に上限を定める		1,300,000	1,300,000	1,300,000	1,300,000	650,000	650,000	・充電設備等設置工事に係る材料費、労務費を合算して入力してください。		
③特別措置に基づく受電工事費	急速充電設備を設置した場合に限る	申請単位	950,000	950,000	950,000	950,000	-	-	・特別措置で受電する場合は、電力会社からの請求額(税抜)を入力してください。		
(2)付帯設備設置工事費											
①充電スペースのライン引き		基数単位	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000			
②路面表示			150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000			
③屋根	1申請で屋根と小屋を重複して選択できない		300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	※3	・見積書に計上されている屋根(小屋)本体の費用と、屋根(小屋)の設置に係る本体費用以外の材料費(別体型の基礎材料費も含む)、労務費を合算してください。	
④小屋			450,000	450,000	450,000	450,000	450,000	450,000	※3	※充電設備等本体と一体型の基礎の場合は、(1)-(1)に計上してください。	
⑤充電設備防護用部材			80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	・見積書に計上されている充電設備防護用部材本体の費用と、充電設備防護用部材の設置に係る本体費用以外の材料費(別体型の基礎材料費も含む)、労務費を合算してください。 ※充電設備等本体と一体型の基礎の場合は、(1)-(1)に計上してください。	
⑥電灯			50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	・見積書に計上されている電灯本体の費用と、電灯の設置に係る本体費用以外の材料費、労務費を合算してください。	
(3)その他設置に係る費用※4											
①雑材・消耗品費、養生費		申請単位	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	・雑費・消耗品等の費用や養生に係る費用を合算して入力してください。	
②レイアウト検討・図面作成費	図面作成費		100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	・図面の作成に係る費用を入力してください。
	レイアウト検討費		100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	・設置場所への充電設備の設置・配置に関する検討に係る費用を入力してください。
	電力会社立会・協議費※5		50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	-	-	・特別措置の受電により、電力会社との協議にかかる費用を入力してください。	
③安全誘導員費		150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	-	-	・充電スペースを新たに造成するための土木工事に係る材料費、労務費を合算して入力してください。		
④充電スペース造成費		500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	-	-	・充電スペースを新たに造成するための土木工事に係る材料費、労務費を合算して入力してください。		
⑤その他労務費		170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	80,000	80,000	・充電設備の設置工事で発生する、監督・世話役の労務費を入力してください。		

※ 1 事業ごとと工事項目ごとに定額、あるいは補助上限額と申請者が申告する補助対象経費のいずれか低い方を補助金交付額(千円未満の額は切り捨て。)とする。

※ 2 離島とは、国土交通省が定める、本州、北海道、九州、四国、沖縄本島の5島を除く島をいう。

※ 3 コンセントスタンド設置時のみ適応する。

※ 4 「諸経費」は補助対象経費としない。「(3)その他設置に係る費用」に該当するものは根拠を示すこと。

※ 5 急速充電設備で特別措置の受電を行う場合のみ適応する。

(注) 申請単位の工事区分について、急速充電設備と普通充電設備を一方所に設置する工事の場合は、急速充電設備設置工事に係る工事費の上限額を採用する。